

Title	松ヶ岡開墾場幹部の苦心
Sub Title	
Author	国分, 剛二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.1 (1942. 1) ,p.39- 81
JaLC DOI	10.14991/001.19420101-0039
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19420101-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

る忠實なる社會の從僕が、最大なる利潤を收めて、最大なる財産を蓄積するに至る可きである。

而も、吾人は、只管其の營利衝動から来る企業家の生産費低減の努力に伴ふ暗黒面を顧みなければならぬ。又、無爲にして而も資本元本以上の收入を得んとする消極的資本家、貸付資本家と選ぶ所なきに至れる株主の増配要求は、屢々企業其の者の充實擴張を阻害せんとするの傾向がある。而して、私企業家が其の私的利益の誘惑によつて、其の行爲の適正を破られ、往々にして國家をも社會をも犠牲たらしめんとするの虞れあるの時、經濟方面に於ける國家的活動の無際限なる擴張が主張せられ、先づ一定の基礎的產業を國營に移さんとするの論が屢々提唱せられるのであるが、而も、現今の趨勢は、概して私企業をして其の存續を維持せしめ、個人的創意と努力とを尊重し、之れを利用して生産力の擴充を企圖すると共に、利潤追求の願望が利己的反社會的な性質を帶びる場合には之れを抑制し、產業に對する國家的統制を強化し、之れをして國家的目的と國民的福利とに奉仕せしめんとするに在る。茲に又、投下資本及び指揮的勞働に對する適度の報酬以上に利潤の正當性は那邊まで承認せらる可きかの問題は生ずる。殊に戰時に於いては軍需產業の總べてが國營に非ざる限り、軍需品に對する需要の緊迫性其の他の原因に基いて跳躍する異常なる利潤に對する統制の問題を緊切ならしめる。

松ヶ岡開墾場幹部の苦心

國分剛二

士族授産事業の模範であると、近來は他國人が賞讃してくれる、山形縣東田川郡廣瀬・黒川の兩村地方に創始された、舊莊内藩（當時は大泉藩と改稱され大泉縣となり酒田縣・鶴岡縣などへ變遷し、後に山形縣の管轄に屬した）松ヶ岡、俗稱は後田林（後田山）（後田）又た單に「山」の開墾事業の歴史を、昭和四年版の『松ヶ岡開墾事歴』（國分云、以下單に省略）に據ると、

松ヶ岡開墾の創始は明治四年辛未の歳にあり、一四年七月全國に亘つて廢藩置縣の大改革あり、一大泉藩知事（莊内藩酒井忠寶）亦本官を免ぜられ、藩の常備兵の主腦六小隊を始め其他の士卒軍隊悉く解隊せらる。さなぎだに藩維新戰亂の後を承け、國力（莊内藩）疲弊せるに士族は其の祿祿を金祿とせられ、受くる所從來の三分の一に減せしかば、一時報國の目途を失ひ、衣食の計に迷はんとするの状あり。此の時、菅（善太右衛門）實秀氏（老中）酒田縣權大參事の職にあり、深く士族の現狀を察し之が救濟の道を苦慮し（東京にて南洲翁西郷隆盛に謀り縣下不毛の地を拂下げ、士族を勸奨して開墾に從事せしめんとす。其の旨意一は以て養蠶を盛にして國產を増殖し、一は以て士族力食の途を開き、藩祖（酒井左衛門・忠次・莊内）以來累世涵養する所の節義廉恥の風尚ほ失はざらし、

むにあり、翁、深く之を替りせらる。菅氏、喜び任に酒井(在地)に赴き、専ら開墾の準備に從事せり(一頁)(國分引用文中(内))

は予の註以下同じ

とあるのみで、菅氏等、幹部の其苦心状態を具體的に述べて居らぬのが、物足らぬ感じをする。殊に菅氏等と密接の關係ある、舊莊内藩御用商人であつた田林半九郎・工藤珉右衛門・廣瀬伊右衛門・薄衣孫右衛門などが、松ヶ岡開墾の先驅と思はれる殖産事業の桑園・茶園・經營の爲に種々準備工作を明治二年よりをやつて居つたらしいのにも拘らず、一筆も此事に觸てないのは、其資料が無かつたのかも知れぬが。就は上野甚作氏等所藏、右の田林氏等の資料を左に掲げ御参考に供したいと思ふが、順序として『松ヶ岡開墾履歴』(以下單に履歴)の一部を先づ掲げて置く。

時ニ舊藩主酒井(左衛門尉)忠篤(江戸取締時)歐洲遊學ノ途ニ上ラントシ、老公(酒井左衛門尉忠發、忠篤の實父)ヲ鄉土ニ省シ、此舉ヲ聞キ衆士ヲ招キ、深ク其志ヲ感賞シ予、(忠篤)モ亦、歐洲ニ赴ムキ勉學シテ他日皇恩ニ報ルアラントス、各々モ亦、奮テ其ノ志ヲ貫徹セヨト。酒田縣廳ノ諸官僚モ亦大ニ之ヲ奨励セラル、故ヲ以テ衆士益々奮勵シ、先ツ少壯ニシテ事ニ耐ルモノ三百餘名ヲ選ヒ、六十餘名ヲ一組トシ、凡ソ六組ニ分チ兵器ヲ以テ農具ヲ造リ、先ツ官林荒蕪地ノ拂ヒ下ケヲ申請シ、鶴岡ノ東郊、横内・齋原・赤川(山形縣)三ヶ村ノ河原地大凡三萬坪ヲ試ミトシテ、明治五年壬申四月中旬始メテ開墾ニ從事シ、桑苗ヲ植エ其ノ東、赤川ノ急流ニ瀕スルヲ以テ五百間餘ノ長堤ヲ築キ以テ水害ヲ防キ、事成チ更ニ後田林ヲ開發センコトヲ願ヒ、許可ヲ得テ士族卒族凡ソ三千許リ、其組ヲ三十二分テ組頭ヲ置キ、俄カニ器具ヲ改良シ、先ツ開墾地ニ一直線ノ道ヲ開クハ元ヨリ測量器械アルニアラス樹木繁茂天日ヲ見ズ、僅カニ兔蹊ヲ通ズルノ地ナレバ兩端ニ烽火ヲ揚ケ、以テ直道ノ方位ヲ取り、凡ソ三道ヲ作り之ヲ經トシ其ノ横割シ、一萬坪ヲ一區トシ、凡ソ三十有餘區、地所ニ險易ノ差アリ、依テ抽籤ヲ以テ平均シ、十月十五日全ク落成ニ及フ、是、初年ノ開墾ナリ。

テ持チ場ヲ定ム、第一ノ籤ヲ得ル者、第一ノ險地ヲ受クルモノトス。八月十七日ヲ以テ鍼初トス。鍼初ノ當日ヨリ木ヲ伐リ茅ヲ刈リテ、手ツカヲ風雨ヲ凌ク小屋ヲ結ビ、之ニ起臥シ、未明ヨリ大樹ヲ朴シ蟠根ヲ鑿シ、人々相ヒ競ヒ病ヲ忍ヒ創ヲ包ミ、以テ先後ヲ争フ。老者ハ炊烹ヲ助ケ、少者ハ飲食ヲ餉シ、農民ハ爲メニ草鞋ヲ供シ、商賈ハ財ヲ出シテ其ノ費ヲ助ケント請フ者アリ、後田林、反別大凡百町餘歩、六旬ニ滿タズ悉ク之ヲ墾辟シ高低ヲ平均シ、十月十五日全ク落成ニ及フ、是、初年ノ開墾ナリ。

松岡ノ名稱ハ開墾ノ初、舊藩老公(酒井忠發)後田林・經塚森ニ登リ諸士、開墾ノ狀ヲ目撃シ、感賞ノ餘、組々ヲ招キ褒詞ヲ與ヘ又、自ラ筆ヲ染メ、松ヶ岡ノ三字ヲ小榜ニ書シ立ラレシヨリ、爾來、松ヶ岡ヲ以テ開墾地ノ總名トス。示談御座候、夫々談判仕上、右見込通整ヒ候は、一體御國之御都合此上も無御座義と奉存候間、何分義取調候簾々厚御汲取被成下、御下知御座候様仕度奉存候。

一、前條御國益ニ付、猶私共相談仕候者、諸人之安堵ヲ策リ候ニ而、不容易義と奉存上候得共、孰之御場所ニ而も不毛之場所見立之願人共へ被下置、第一村方迷惑ニ不相成候様、右地所ノ分合ヲ以、村方之與内ニ爲仕、何十間之地ヲ一ト場所と相定メ一割方相立、井田之仕方ヲ以、五貢五民御年貢相附候様ニも被成下候ハ、桑畑繁

茂之上ハ賣買等も追々舊來之田畠同様ニ至リ可申候。右様相成候ハ、持主之家督ニ相成、年々御年貢相吟、新田茂同様、萬代之御國益ニ罷成、於私共茂永久安心仕難有仕合奉存候。何分御熟考被成下御座候様、御沙汰被成度奉存候。已上。

(明治三年)年六月

工藤珉右衛門
田村半九郎
廣世伊右衛門

御 調 役 所

(上野甚作氏所藏)

御調役所とは如何な仕事をする所であるか、其係員には如何な人が居つたか、不明なのが殘念だが、莊内藩の役所であつた事は推察されるのである。次には、

乍恐私義舊冬已來養蠶方並ニ桑植付之義心得罷在候處、夫々取調奉願上候處、右者御國益之儀寄持之事ニ被仰達、取調通り被御聞置被成下、夫々御内沙汰ヲモ被成下御家中様方並御給家より多分之御申入有之、當春、桑苗壹萬貳千六百本、米澤又ハ最上邊へ注文取寄、其内八百本拜借之御場所に植付、同千本騎射場へ植付候分備置申候。其余壹萬八百本不殘御申入通差上申候、種紙之義も四十九枚御取寄候内、拾九枚手元ニ而養蠶致し、同三十枚は御申入の方々へ差上候處、御手初とは乍申何レモ相應ニ御出來手元ニ而養蠶候分ハ、諸國之種ヲ試候處、米澤之種は寒國ニ付、出來上り候得共、甲州並ニ伊達邊之種ハ暖國ニ付、皆無同様ニ御座候。蠶養之元立ハ専ラ桑之木、次第ニ而葉ニ隨ヒ蠶養も格別弘ク盛業罷在可申、右養蠶方之義、乍恐從天朝様茂深々御世話被爲在候砌ニ付、御

當所御益方之端ヨモ可罷成心願ニ而、此上弘ク蠶養方御取開キ被成下候様、先以米澤表之御取扱振密々探索候處、一米澤表ニ而百七十五六年已前ニモ御座候や、米澤御領分、成田村鈴木善四郎取調申上、其節御國家老毛利平右衛門と申御方御懸リ御取調之振合。

御郡申不毛之地へ不殘桑木植付候様御達ニ相成、且御家中屋敷ヘ十本より五本迄、御給家ハ五本より一本迄、無相違植付候様、尙又被仰達、其後不殘御見分御座候趣、其外望之者共見立地申上、身分相應植付仕、此節ハ先專ラ寶樹と相成御役上納も多分出來候事と相聞申候。是等ハ米澤表ヘ御出之方ハ御承知之通ニ御座候。御郡中養蠶之者不殘御呼出ニ相成、蠶桑御役所ニ於御申渡被成候ニは是迄、伊達郡ノ蠶種參居候所、今度改而右養蠶之者ヘ蠶種御貸渡ニ相成候ニ付、代金之義ヘ即金三ヶ一上納、殘三ヶ二ハ翌年養蠶出來之上取立而被成下候旨、尤、村之役人ヘ御渡し同人ノ取立蠶養方役所ヘ上納之事ニ被仰付候、依之右、善四郎先達ニ而蠶桑御役人養蠶之村々御見廻相成、今以同様春秋不怠趣ニ御座候、夫々追々御世話方ニ付、生糸ハ勿論蠶種繁昌ニ罷成候由。

右之通體ニ相聞申候、於爰之茂御郡中蠶種試、年々平均入用高、今度五十枚位ニ可相成、地蠶種手製欠目なく調候積リニ御座候、尤春種・夏種共、當年ノ御役錢七百文、改料三百文蠶種紙一枚ニ付、七百文ツ、上納可仕候是迄、右様之改無御座候ノ惡種斗他所ノ持參候義ニ御座候、今度右様申上候上ハ私、春種・夏種之差別急度見分ケ、生糸御役所へ差出し御改印申受、尙又、私、改之判仕、爲賣捌申度奉存候、左候得共、養蠶之者も安堵仕候筈ニ御座候。

一 生糸之御役銀ハ兼而御調御座候通、米澤も同様之義ニ相聞申候。

一 桑葉之義、川北相除御郡中ノ出方六七年已前取調見候處、十一萬貫匁余ニ御座候、其内直養蠶之者之分引取

松ヶ岡開墾場幹部の苦心

四三 (四三)

べ残三萬貫匁余ならで、賣葉無御座候。今度専ラ養蠶繁昌相成候上へ向後見計候處差當り赤木と申、桑五萬本植付相成、十ヶ年相立、一本より十二貫匁ツ、べ高六十萬貫匁、赤桑之分出來可申、左候得ば是迄之十倍付相違出來可申候。是迄御郡中へへ蔽桑計リニ而、右赤桑と申桑無之、夫故養蠶も思之儘ニ出来不申候。右赤木相應ニ植付候ハ、其後白桑と申、良木一兩年之内を追々植付申度、是ハ格別宜キ桑也。而此節伊達邊ニ而追々植付相成候様相聞へ申候、右は兼而養蠶御國益之義、御心付も有之専ラ御添心之次第御座候ニ付、此上彌御威光ヲ以養蠶弘ク成業寵成候様御差圖被成下候様、御役所向へ幾重ニも御執成可被下候。已上。

(明治三年)午六月

田林半九郎殿 工藤珉右衛門殿 廣世伊右衛門殿

薄衣孫右衛門
(上野甚作氏所藏)

とあつて、田林氏等、活動當時の状態が窺れ、其年十月頃になると、愈々實際問題になつて來た。

午 十月 御調役へ御呼出ニ而、御達書之寫

工藤 田林 廣瀬

右者、養蠶御取調之御沙汰ニ付、櫛引通、黒川村地方、同村與一郎新田開發場所、熟田相成兼候而、右場所、苗分御預ケ桑苗取木植付、被仰付候間、早々取懸速成木、御趣意相立候様、精々盡力可被致候。

但し三ヶ年も相立、桑苗成木ニも相成候ハ、地方村は勿論、田地開發取縣り候者ハ夫々手當方之義心得居可申事。

(明治三年)午十月

普請奉行 廣瀬 伊右衛門

肥奉行 工藤珉右衛門

書記 田林半九郎
(上野甚作氏所藏)

翌の明治四年に至れば廢藩置縣の大改革にもなつたが土地問題解決の方法も講じられ、其翌五年には京都から茶種なども購入したと見え、即ち

志田畠之事

右ハ舊藩中、新田開發願出候者有之、追々着手候得共、遂ニ成功ニ不至、荒蕪ニ屬シ、其内、畠ニ相成居候處有之トイヘども、畢竟人民之私有地ニ而無之、近頃所謂、公有地之筋ニ相見、併し一旦新田開發許可致し置候地所ニ付テハ、右願人相糾候得共、當時着手、シカも無之趣申出、其節専ラ蠶業ヲ開キ候主意ニ付、右地處、官へ引上、桑苗木取場ニ致し可申積、尤、畠ニ相成候、是迄公有致し居候村方ニ而ハ内賣難儀も有之筈ニ付、相當之手當可致積リヲ以、右公有之村方より引上候事ニ候、然ル處、右手當も不究り之内、新縣へ引渡し相成、且、右地處ハ素々不殘、年貢地ニ而人民私有地之趣、其後申出、然ル上へ相當之地引金可下渡筈之處、右地引金之義、夫是混雜不究り有之、昨年頃、右地處之義ニ而、度々縣廳へモ申出、一體先年舊藩之中、新田願出候、即之書類相糾候得共、私有地之次第等ニモ相見不申候旁、申立方手如何可有之候やニ候得共、何分長々手當金モ不相渡居候ニ付而ハ申立ニ任せ相當之地引金相渡、穩便ニ一同濟置候方ト存シ、昨年已來地引金之義、戸長共へ申達シ置候得共、村方ニ而ハ是非地所相返し候様ニ而、強情申處云々ハ後略。

(上野甚作氏所藏)

桑畠苗木取場、黒川村分、與市郡新田場地所、御借リ上ヶ御引渡方、再應御内意書

松ヶ岡開墾場幹部の苦心

四五 (四五)

(明治四年) 未三月十九日 廣瀬氏ニ而寫

口上之覺

黒川村分、與市郎新田場、熟田ニ不至候ニ付、桑苗木取場、右地處、御借上之御沙汰ニ付、去十月中、地所爲御引渡、懸リ御役人ヲ始、其外、蠶桑方御役人迄、御差出、御出會之上、御檢地罷成、地境御引分、地所御取極罷成候所、其後ニ至リ、右御檢地相成候外ニも田形有之様相見候趣御沙汰ニ付、村役人共相糺候所、無之趣申出、其段申上候茂ニ御座候。右地所一體之地面、取隱候様被及御聞候哉ニも粗奉承知、依之申上候。與市郎新田場之義ハ最初、同人見込之所、多分之地面ニ而、古畑等も有之、年々持主者、夫々作貢取入專御年貢、且露命取續キ方多足仕居候者多御座候。全右等を相厭取隱候と申茂毛頭無之様ニ御座候得共、熟田ニ不至、地所御借上ヶト申事は、一體之地面に不抱先年々追々地所之内、切發之場所々々御檢地相成候場所、御引渡申上候得は、夫ニ而宜敷事と存、大逆も追々桑苗取建、多分ニ至御行足無之節は、右畑等ニ茂不抱一體之地面、其節ハ不殘御引渡申上、專ラ御趣意相立候様、仕度義と差心得、尤去年中御沙汰ハ最初、御檢地丈ヶ御借り上地と、村役人共始、差心得罷在申候。全心得方行違、今更斯申上候茂、恐多奉存候得共、最初、與市郎新田場、見立之廉繪圖、別紙畑高取調差上申候御趣意之所、彼是、被申上候筋ニ茂無御座、全符違候ニ相違無御座、往々御趣意相立候様精々差心得取拔申度奉存候間、地所御引渡方之義、厚御沙汰被成下度、御内意申上候。

(明治四年) 未三月

矢田部理三郎

(上野甚作氏所藏)

◎

拜見仕候、黒川組御預ケ之地之義ハ、與一郎と申者、新田ニ相成兼候ニ付、此度御趣意ニ而桑苗取場ニ御預ケニ相成候上は、御預ケ地之内、持主有之義、一向存知不申候事ニ御座候間、若シ左様之儀も御座候ハ、其向ふ早速、私共迄、御達し相成候様、可被成下候。右地處、當春、作もの耕置候分ハ實取迄、介ケ置、其主ハ爲相納可申、雜木之義茂、植付主ハ爲取候事ニ仕置候間、野桑之義も植付候もの御座候ハ、其者ハ爲取可申、自然、實生之分ニ而、植付人無之分ハ遣シ可申様無御座候。八郎左衛門と歟申者、植付置候桑木も御座候ハ、尙其趣、桑畑へ申遣シ置度奉存候間、乍恐、右一八郎右衛門、御糺被成下置、植付置候木數、何程と申義、早々仰下候様、乍恐、厚奉願上候。右申上度如此御座候。已上。

(年號不明) 五月六日

深谷源蔵様

工藤珉右衛門
田林半九郎

(上野甚作氏所藏)

黒川三ヶ村分川西桑畑今度御用ニ付御引揚右地引金として金貳百兩爲取候、此段可被申達候事。

三月

◎

黒川三ヶ村分川西桑畑今度御用ニ付、御引揚被仰付爲地引金貳百兩被下置候旨、別紙之通御沙汰有之候間、此時體相辨地處差上候様、持主共へ厚被申含度候、此段申達し候。

(年號不明) 三月十四日

松ヶ岡開墾場幹部の苦心

四七 (四七)

(池田?)悌三郎(資?)御調役所の役人?)

（四八）

（上野甚作氏所藏）

（矢田部）理三郎殿

◎

覺

一金五拾兩三分 茶種 八石二斗代

五百一文 荷代り 現掛り

外金五兩也□□作有入手仕候

右之通正請取申上候以上

明治五年三月朔日

田林重兵衛様

才料手間

一四拾三メ
五百八拾八メ五拾一

此金五拾八兩三步 五百五十文

此分不殘ト外ニ禮金として金五兩小刀屋へ 申三月一日渡ス?

五百八十八メ五十文ヲ八石四斗ニ而割レハ山斗リ一升代七百文ニ當ル

（明治五年）申年桑畑に茶種八表植ル、此畑長サ三千六百三間、此里敷壹里二十四丁三間。

小刀屋 伊四郎

（上野甚作氏所藏）

（明治六）酉年茶種三十八表植ル

（上野甚作氏所藏）

田林氏等の方は右様の次第であつたが、松ヶ岡開墾場の方は如何であつたかと云ふに『事歴』に據れば

（明治六年）一月には雪路堅の時を見計ひ、衆士各橋を挽き、鶴岡市街より塵芥肥料を運搬すること數十日間に及

ぶ、是に於て春耕の準備整へり。

と簡単に、左も順序よく運んで居るやうに見えるが、豈に圖らんや、右の肥料問題が、後年の松ヶ岡開墾事業第一苦難と云ふよりも、寧ろ瓦解とでも云ひたい程の、大問題の原因一つであつたと古老の物語がある。曰く、其當時には鋤鍬を以て開墾する肉體労働に就ては、誰人も不平を漏す事出来なかつたが、優越感のあつた自分達が、鶴岡の町人である商・工家の裏口で、肥料汲取の挨拶を述べなければならぬのは、多年の習慣上、最も迷惑である等と私語き合つた。殊に料理屋と遊廓に行くのは、御互に譲合つて、勇敢に引受る人は無つた云々。此様の次第で、開墾労働の不平は大聲が立てられぬが、先づ病氣と稱し、續いて肥料汲取を避ける傾向が起り、其中に新徵組事件が発したのであつた云々。

右の新徵組事件に就て『事歴』には

後田林植付の事畢て更に高寺・馬渡・黒川三ヶ村の山林荒蕪地に着手せんとす、此三ヶ所の險難は後田林の比に非ず、是に於て衆士一層奮勉決して、志を變ずるなからんことを警む。故に其の督勵過激に涉るは勢の免れざる所なれば、中には勞苦に堪へず、異論を唱へ盟約に背きて屠腹せしめられたる者あり、（當時舊（莊内）藩の餘風として武士道に背く者は屠腹せしむるを常とす）、是に於て四五の輩、脱走上京して司法省に越訴せしかば此の（六）年七月、司法省より早川（景知）大審院判事（權中判事？）出張し開墾士族の中、捕縛せらるゝもの、拘留せらるゝもの

松ヶ岡開墾場幹部の心苦

四九

（四九）

のあり、夫々糺弾の末(司法省へ召喚)重輕責罰せらる。――
とあるのみで、其原因結果を明細に述べられてないが、菅原雪齋が明治八年七月五日に、元老院や大審院に建言して、兩院から返却された書類の一部には、左の如く記載されてゐる。

稻田隼雄ヲ申シ掠メタル確證

一 酒田縣貫屬士族 稲田隼雄義、壬申(明治五年)七月中、後田村山、開墾義、酒井老君(酒井左衛門尉
忠義當時隠居)ノ命ナリト稱シ、老幼ノ差別ナク同士ノ者一同ニ土方取掛ラセ、風雨暑寒ノ厭ヒナク一時モ休息コレナク相勵カセ候節、譽氣堪ガタキ趣キ同士、山田精策ト云者、隼雄ニ申シ候ニハ、少々位ハ休息致シテモ御奉公大切ニ相勤メ申スペシト、内々申聞候處、金峯山ノ血盟モコレ有ル處、一寸モ休息致サセテハ若ヒ者ノ心ヲ折クニ似ル柔弱ノ説話、以ノ外宣シカラズ、速ニ屠腹スペシト、同士、長屋玄藏宅ニテ稻田隼雄ヲ呼付ケ、山田精策・玉城織衛・古渡彌惣治・井上政右衛門・瀬尾直重・萩原忠義・小堀大太郎・中澤龍藏・山田貢等列座ニテ申掠メラレ歸宅致シ居候處、同二十三日朝、又候、同士、小堀大太郎・中澤龍藏兩人、隼雄宅エ來リ申シ候ニハ、我々兩人ニテ是レヨリ役々衆エ辨當持參ニテ貴殿ノ佗ニ相廻リ、佗ガ叶ヒ候ハ、今夕迄ニ來ルベシ、若シ切腹致シカネ候ハ、切り手傳致スペシト申シ、兩人立去リ、其日夕刻ニ相成テモ來ラズ、彌二十四日ニナレバ、ツメ腹切ラセラレ候場合ニテ據ナク、同夜、同士、尾崎恭藏ト共ニ脱走致候也。其後ニ及シテ、同士八十人余脱走シ來リテ皆々、司法省ニ歎願致シ、殘ラズ貫屬替ニ相成候者、皆々、稻田・尾崎・桂田等ノ冤死ニ逢ヒタルヲ恐レテ脱走シタルナリ。有ラ增シ私宅エ立寄候ナリ。

稻田隼雄ヲ追打致シタル確證

一 同二十六日朝、山寺村(山形縣東村山郡)藤屋利惣治宅ニ隼雄・恭藏止宿シテ出立ノ處エ、同士五名、山口昇兵衛・庄野伊右衛門・矢縄龜三郎・伊東虎太・清水三郎等三出合、尾崎恭藏ワラジノ紐ヲシメル間ヲ見スマシ、恭藏ノ刀ヲ人足ノ者ニ奮ヒ取ラセ、稻田隼雄ハ、二階ヨリ下ル處エ、五人ハ利物治宅ノ裏口ヨリ飛入、拔刀シテ切掛け、稻田隼雄、柄袋ヲ抜ク間モ無シニ切り掛けラレ、奮戰數ヶ所ノ疵ヲ受ケ、伊東虎太・清水三郎兩人薄手ヲ負テヨリハ五人ハ後エ退キ、村中大勢ノ人足ノ者一同ニ河原ナル太石ヲ投ケ付ラセ、稻田隼雄ガ目ノ上ナル太刀流エ、大石當リテ血流レテ如何トモゼン方ナク、自ラ屠腹シ咽ヲ貫テ死ス。尾崎恭藏ハ歸縣(酒田ヘ?)ノ途中、村々人卒ニ昇セ参リ候處、梵字川邊ヨリハ人卒ヲ返シ、同士ノ者共、尾崎恭藏ヲ相異キ「アガリ口」ト云處ノ藪ノ中ニテ突キ殺シタル事件、誠ニ誠ニ冤死ノ所業承リ、私妻里ウ、欠付様子見届候也。

同士 長屋玄藏 謀作ノ確證

一 同士 長屋玄藏、私娘 てう 申聞候ハ、此度ノ事件、東京兩親(菅原雪齋)ノ元ニ知ラセ然ルベシ、我等モ書面認メ、一同封込差送ルベクトノ事故ニ、娘 てう ノ書面一同封シ込ミ申送リ候文面ハ、五人ノ追打ノ者ハ棒ヲ以テアイシライ居候内ニ、稻田隼雄ハ立ナガラ切腹ニ及ベレ、刲々残念、今更致シ方ナシ、去リ乍、此方ニ急速御出ニハ及ヒ申サズ、來春ニ相成候ハ、鬼モ角、此方ニテ組合ノ者厚ク世話を致シ居候間、必ズノ御出ニハ及ベズト申シ遣シタルハ、恐ロシキ深キタクミ有テノ事ニ承リ候也。

(参照 千葉彌一郎氏の『莊内秘話』)

(佐藤三郎氏所蔵)

とある。要するに開墾方としても、彼の如く意氣込みがあり、而して西郷隆盛も辯護の勞を執つて同情を表し、且つ勉勵したのであるた。此事を『事歴』に據れば、

——酒田縣官僚の保護厚く團結の精神頗る固かりしかば、政府の一部に於て其の舉動に嫌疑を抱き、曩の神前盟約を解除せしめんとす、南洲翁の之を論駁せられたる左の書翰にて見るべし。
(前略)先日承知仕候、御縣の方へ他縣より令を被置候事件、果して御推察の通り、先生御申立之筋を以て大隈(重信)氏より談合有之候に付、鹿兒島より願立之趣を以て論じ懸け、全く虚言の次第故、先生御案勞被爲在、再論し置かず候ては、又間違を生じ候半と御配慮御座候得共、右様成立候得ば私にも必可承譯柄に御座候間、先御控相成候方可宜旨申上置止候次第、委敷申解、且又、鹿兒島縣之者と親敷相交り候故を以て、是迄深く御嫌疑相掛候得共、此節、鹿兒島縣下之者、動搖致候節も、大泉縣(酒田縣に改稱)之相加候儀も無之勿論士卒族のものを開拓に振向人々其力にハミ候様仕掛け候仕末、其他縣治の次第、鹿兒島縣に比較致候て何れか甲乙可有之哉、此に至り候ては實に鹿兒島縣の者、恥入候次第に御座候、右等の處、畢竟役人の振ハマリ心力を盡し候譯を以て、縣の事業も如斯舉り候儀に御座候へば、御賞美も可有之場合、却て嫌疑を蒙り御仕合、何歟別に御不審筋有之候事歟、論詰候處、全く承込候處、間違を生じ候に付、此儀は決して取止可申との事に御座候ヨキ序に御座候故、開拓の一條に付、盟を立候儀を解放し候儀、大藏省より内諭有之たる趣に御座候得共、畢竟、開拓之事に候へば、最初に能々相堅め置不申候ては半途にして必、怠情を生じ、成就難致候に付、同心協力の基を堅めんが爲に神前に於て相盟候儀、當然の事に候間、如何様御疑惑を蒙り候共、決して可驚譯に無之、若哉、此業不相成候ては、却て縣内の恥辱に候間、今一層、人心を堅候方可宜、此儀に於て難事相起候はゞ私引受可致旨、相答置候次第にて何

共、氣之毒之段申述候處、大隈氏も右様之儀を相咎め候譯無之、決して故障は無之旨、返答有之、同僚中も一同盤咎め候儀決して無之との事にて、是又冰解致候間、御安慮可被成下候。右始末、以參、御返答可申上旨に御座候得共、乍略儀以書中奉得御意候。頓首。

(明治六年)五月二十九日

西郷吉之助

追啓上、先生御滞留邊之處、早速、司法省の方へ取合置候間、兩三日中には相分可申候に付、宣敷御含置被下度奉希候。

とある。

而して、『事歴』に據れば、酒田縣では大藏省に、左記の懇願書を提出し更に運動を開始した。

同六年三月開墾地雪の消ゆるをまち、各組を以て全部を打反へし植付の杭を掘り準備し置ける堆肥を施し、桑苗を植え茶種を播せり。——幹部は當時の情勢を觀察し、大藏省に左の獻言書を提せり。
貢屬授産之儀、方今之急務なるは、今更陳術するに不及と雖も、現今貢屬の情態窮乏困難追々逐年切迫可致と、地方官の苦心無此上、且、物産開殖之儀は、皇國之急務強兵の原因萬國並立に頗る關係の一儀と奉存候。依ては右貢屬をして山野原濕不毛荒蕪の土地を開墾せしめ、人々力に食むの目途に趣かしめ、終世恒心を失はしめず、御國產繁殖之基礎を立てるに不如、然る上は、荒蕪・不毛・官林・公有之地は無價御下け渡、貢屬開墾の儀は、府縣之長官へ爲御任、鍼下・年季・高入・收稅相成候はゞ、目今低價御拂下げ或は入札拂等、聊の御得益よりは、却て物産繁殖隨て貢屬授産の目途も速に相運び、實以て即今の急務と奉存候間、夫々御規則も有之

松ヶ岡開墾場幹部の苦心

五三 (五三)

處、恐入候得共、遮て献言仕候、速に御採用相成候様、伏て奉懇願候。頤首。

明治六年癸酉六月十日

大藏省事務總裁參議 大隈重信 殿

酒田縣參事 松平親懷（權十郎）
舊莊内藩家老

右の松平縣參事の懇願の爲であるか否は判らないが、太政官から、翌七年一月十四日付で、賞狀に添へ慰勞金を賜つた。即ち左に、

酒田縣

其縣下舊大泉藩貢屬之者共、去々不毛地開墾に從事し、往々食力の基礎相立、著實に刻苦候趣相聞え、奇特の事に候、依之爲慰勞一時金參千圓一同の者へ下賜候條、開墾資本に相充て彌勉勵益盛大業を起し候様可申達、此旨相達候事。

明治七年一月十四日

太政大臣 三條實美

とあり、又た前六年かと思ふ、松ヶ岡開墾場の總元締ともいふべき山口三郎兵衛將順から北海道の山内久内宛、左の手紙に據つても、彼の新徵組の刑事問題も一先づ結末がつき、開墾事業も軌道に乗つて來たかと思ふと、新に苦難の風雲が起つて來た。即ち有名なワッパ事件の直接發端である。山口氏の手紙には、

明日、故御徒組並、鵜渡河原 故御足輕廿人、御地へ罷下候付、一書得貴意候。向暑之砌御座候處、先以、大殿様（元の莊内藩主 酒井左衛門忠發、當時は隠居）益御機嫌能被遊御座、御同意恐悦之至奉存候、次に貴兄彌御安康被成御精務珍重之御事奉賀候、隨而拙老儀、無異罷在大慶仕候。先達る度、御細物被下候へとも貴答も不仕無御申譯次第、御仁

免奉希候。追々御長詰御太儀千萬ニヘ御座候得とも、御首尾合格別御宜敷段、偏ニ御精務故之儀と奉感佩候。輩儀茂至而息才ニ而、此節鬼角山行ニ而消日仕候。後田植付等ハ早ク相濟、近々より高寺・馬渡・黒川山乞取懸り候積、乃至場處ハ六十萬坪余、實ニ深山幽谷ニ御座候。故御拔之、新整（江戸にて召抱え）過半脱走、新徵、同前、茂多分之脱走シ、大ニ心配仕候處、今度、司法省官員（大審院権中判事早川景矩）罷下られ候而ハ黑白御裁判有之趣、就而は脱走之徒も又々歸縣相成候哉之由、司法省官員ハ多分今日頃、酒田へ被參候（都様ノ誤？）ニ相聞ヘ申候。扱、今度之開發場へ前申上候通り之難所ニ有之候へとも、若手（兵？衆？）は彌元氣過、外又、上中下之卒も田中久右衛門拔下ハ、七萬坪引請ケ夫々準シ、人數不足シ、但も四萬坪引受候懸も多分ニ有之、三ヶ月位ニ而新御場不殘出來し候心組御座候。後田桑ハ至而宜敷鹽梅、何々嬉敷事ニ御座候。扱此度、大殿様（忠發）より御直書被下（遺？）並、御看料、御輕少ニは候へとも御一同御打寄御頂キ可被成候。

一大殿様ニは兼々草もの御敷奇ニ被爲入、其御地ニも隨分珍敷もの可有之と被申思召候。其内、船便り御座候節六ヶしからぬもの爲被御登セ被成候様宜敷申遣候様被仰出候間、此方ニ而珍敷キと覺候草類、其内御登せ相成候は、大殿様ニも「然と御喜悅被遊候哉、何卒□□□合せ此方ニ而ハ見馴しぬ草類御登セ被成様致度□□□」。

右之段得貴意度、如此御座候。時候折角御厭可爲成候。猶奉期後音候。以上。

七月十六日燈下認

（山口）三郎兵衛（將順）

（北橋氏所藏）

（山内）久内様

松ヶ岡開墾場幹部の苦心

五五 (五五)

とある。而してワッ事件を『事歴』に據れば、

七年八月、不逞の徒、金井義郎(義質)・金井允釐(本多小三郎)・森藤右衛門等は、(酒田)縣の官吏の開墾士を厚遇保護するを嫉み、先づ縣廳を顕さんことを企て、開墾費に振り向け來りたる種夫食米資金は、開墾に使用すべきに非ずして人民に分配すべきものなりと喧傳し、愚民を教唆煽動して各所に集合し、遂に大衆群をなし縣廳に迫らんとす。是に於て縣廳にては開墾士、六小隊に依頼して、各村落に出張し之を説諭せしめ且つ數日間隊列を爲して諸村を巡回し、極力之が鎮撫に努めたれば騒擾暴動に至らずして止む。而して金井義郎を捕縛して縣廳に引渡せり。俗に之をワッパ一件と稱す。ワッパとは農民の飯盒の方言なり。飯盒を以て農民に前記の金員を量り分配せんと唱へたるを以てなり。

種夫食米とは舊(莊内)藩に於て百數十年前より、封内の細民にして種米・夫食米に窮する者に、藩主(莊内侯、酒井左衛門尉)の手元金を割き代官をして種代・夫食代として貸與し、年利、一石に付き一升を收受し、元金は其儘に貸置かれたるを云ふなり。然るに廢藩置縣の際、酒田縣廳に引渡され、縣廳に於ては大藏省の許可を得て、右の利米をば學校及勸業の資金に振り向け支拂ふことゝせり。之に依り開墾は即ち勸業なれば、其の融通を得て好都合を得たるなり。

とあるのみであるが、實は是も左様に簡単な事件ではなかつたので、明治八年に元老院から權大書記官の沼間守一、明治九年には大審院から判事の兒島惟謙が來縣して取調べられ、裁判の決定は、松ヶ岡開墾の大なる後援者であつた、彼の西郷隆盛が歿した、西南役の翌明治十一年六月十一日になつて言渡されたのであつた。委細は小生の「莊内ワッパ事件の一資料」『法學研究』(昭和十五年七月第十九卷第一號)を参照されたいが、此事件の新たな資料を得たから参考の

爲に左に掲げて置く。因に工藤・廣瀬の兩人は彼の前掲開墾方の人、岩神は元老院の役員かと思ふ。

(明治八年)亥十月二十五日、元老院より御呼出付、工藤・廣世出て。

△岩神云、苗木ハ如何致候や。

○工藤答、開墾元方へ、ウリ拂申候。

△イヤ不殘、山(松ヶ岡)へ運ビ候由、小八郎云。

小八郎答ニは、苗木榎重(榎原重兵衛)へ渡シ、受取ハ工藤ヘヤルト云、代金等ハ榎重モ小八郎も關係無之由。

○夫故、ウリ候と申上候、尤代金取。

△誰レム申付候や、桑畑之義。

○舊藩(莊内)之節、郡代方、調役、伊藤小右衛門、被申付候、其節、郡代之名前、何と申やと、被尋候得共、失

念之由、答候由。

△年貢ハ未年・中年ハ廣世より出し候由、其後如何。

○酉年・戌年ハ證書、田林へ有之趣申候由。

○惣而、三家より平ヲニ甲乙なく出金之由、申。

△諸事自費ヲ以取懸り候ニ付、誠ニヤクカイ之地ニ可有之。

○是迄ハ多分ノ物入仕候得共、此後ハ追々出ものも可有之、ヤクカイニは可有之候。

△茶は如何致し候や。

○酉ハ、コヽロミ丈製、成年(百五六十斤)ハ三家ニ分ル。

松ヶ岡開墾場幹部の苦心

代金ハ開墾元方より工藤ニ而受取、三ツ割四百十六兩六十六匁六分六厘、酉十二月二十八日入。代金ハ工藤ニ而受取、三ツ割三百四十三兩七十五錢、戌十二月三十日入。

◎

一人足ダ壹萬八千百八十四人

此代金千七百十三兩八十二匁八分 代金

一肥爲登 ウンチ

代金貳百三十六兩九十六匁九分五厘

一桑苗木拾萬本 酉年分

代金千貳百五十兩 但シ壹兩ニ付八拾本ツ、

一同八萬貳千五百本 成年分

代金千三十一兩貳拾貳錢、壹兩ニ付八拾本ツ、

一桑葉 成年分

代金

一桑葉 玄年分 ●

代金

一是迄惣出金六千九百六十八兩七十九匁六分六厘

一米拾六表三斗七升五合六匁 未年御年貢

◎

(廣世より矢田部受取、村方銘々へ返ス)(國分云、代金、直段石ノ、代金、の兩項あれど金額は無し)

一同拾七表壹斗四合七匁 中年御年貢

(同家より同人受取、御上へ上納ス)(國分云、代金、直段ノ)の項に金額は無し

一地引金貳百兩、舊御郡代方(莊内藩)より出金、村方へ廻し候得共、受取不申候付、舊御郡代方 齋藤五郎兵衛

殿、預リ置候由、此義ハ三家ニ而不知事ニ御座候、

一地處之義、舊御郡代方より舊藩之節、引渡され候は、明治三午十月ニ候、其後自費ヲ以、開墾致し居申候、其前之事ハ三家とも一切知り不申候。

一未年植付 桑苗木 壱萬本。

(上野甚作氏所藏)

尙ほ此前七年の十月には菅善太右衛門實秀も、酒田縣權大參事の職を辭し、又た開墾事業の幹部をも辭退されて山口三郎兵衛將順が専ら事業を總理したのであるが、是は表面的事で、内實は變つて居らぬかも知れぬかと思ふ。

此事は他日稿を更めて書きたいと思つて居る。

明治八年四月になると、北海道の函館大野と札幌に模範開墾の爲め、松ヶ岡開墾者中から選抜されて渡道する事となつた。是を『事歴』に據れば、

此の月、黒田清隆(清隆)開拓長官は左の書翰を寄せて、北海道地内の開墾を懇請せらる。

松ヶ岡開墾場幹部の苦心

無牘致拜啓候、陳は北海道人民授産の爲め、養蠶を以て緊要と存候間、今般、札幌並に函館へ桑田相開候積り、就ては兼て御縣開墾の模様拜承、常々致感佩候に付、何卒右熟練の者二百名御雇致し、後來、北海道桑田開辟之龜鑑と致度候間、其旨御承知御一同へ御盡力被下候様、御通達可被下候、此段御依頼仕度早々。頓首。

四月二十三日

黒田清隆

菅善太右衛門(實秀)様

松平(權十郎)親懐様

右に對し幹部一同協議の結果、主腦たる六小隊を派遣することに決定し、承諾の旨、回答せり。

此の月、黒田氏より左の書面ありたるを以て、松宮(源右衛門)長貴を總督とし、凡て二百四名を北海道に派遣し、開墾に從事せしむ。

拜啓愈御清勝御奉務之段不堪欣抃之至、次に拙生儀、樺太出張に付、去る十九日著函、近日彼地へ發行之筈に付、乍憚御放念可被下候、陳者兼て御約束致置候通、當使附屬船玄武丸御縣へ差出候付、開墾人數來航の儀、宜敷御取計被下度、猶委細は同船乗組の者より御引合可申上候、右御依頼の爲め不敢疎毫得貴意候。頓首。

八年五月二十三日

黒田清隆

松平(權十郎)親懐様

菅善太右衛門(實秀)様

北海道開墾の地所及び開墾士の人員等左の如し。

石狩國札幌 貳拾萬坪(札幌西北郊外)。都筑組・林組・白井組・本多組。百四十三名。

渡島國大野 拾萬坪(函館北方約七里)。榊原組・水野組。六十一名。

右の一團は五月二十八日、玄武丸に乗り酒田港を出航し、函館に寄港し榊原・水野の兩組を上陸、大野に出向せしめ、更に小樽港に回航し投錨上陸を了ふ。衆士は錢箱村る經て六月一日、札幌に着し、開拓使指定の家に分宿せり。其の夜、黒田長官以下の慰問あり酒肴を贈らる。かくて六月三日より開墾に着手し、

とあるので、是迄は順調に取運れたものと見える。委細は小生所藏の堀三義の日記『北役日誌』を參照されたいが尙ほ参考の爲に北柄氏所藏文書を左に掲げて置くが、彼諸氏の松ヶ岡出發に際して送別會の席上で、老公の舊莊内藩主酒井忠發は、北海道開墾は御苦勞ではあるが、國家の爲めと思つて努力し、模範的開墾をやつて世人に示して貰ひたいと云ふ意味を告て、獎勵し勇氣つけられたそうだ。

梅雨之節彌御安全被成御勤奉恭賀候。扱而、拙子儀、當十三日、(白井)爲右衛門一趣、札幌發足、十五日ニ大野村(國館)へ着、無異罷在候條、御放念可被下候、此地(榊原)十兵衛・(爾津)郷右衛門、始一同相替候も無之候。場所は十萬坪ニ不足、敷御坐候今日頃は二萬坪ノ越候出來ニ御座候。鹿兒島夫も同場へ少々隔ラ付懸り居候、十九人位有之趣、此方札幌ノ方とハ違、如何ニもいながニ御座候得共、開墾地ルは箱館は勿論、南部・津輕邊、至而近ク相見候絶景ニ而至極陽氣ノ地形ニ御座候。成功ノ上ナラテハ箱館見ニモ不參と申合候趣、兩組至而熟和、余リ丈夫ニも無之手合ハ、小屋懸ニ取懸、近ク出來ノ上ハ一同引移候積、山(後川の事)國分云、莊内ノ風ヲ不失至而能模様ニ御座候。

一會計、先便も得貴意候通、御拔ニ耳候譯ニモ無之、成丈ケ自費ニ致度、先以甚勉強ニ付而是、時々餅、其外、魚類爲食候管、又一同立ノまゝ秋迄ハ(是非?吳候)抜ものも出可申、御地ル持參ノ餅米へ御拂下ケノ都合相成大野

松ヶ岡開墾場幹部の苦心

六一 (六一)

村ノ方へハ荷上ケも不致、箱館より求候筈、勿論、諸品高價細成事ハ申上難盡、持參ノ分歸リ迄ハトテモ間ニ合兼候事御都合も可有之候と、今より得貴意候、是非此間之通、一箱半位幸便御廻被下度奉祈念候。

札幌ノ方も相替候事も無之候。一萬坪出來、十一日より四萬坪ノ場所、四ツニ分ケ取懸候、組々互ニキソヒハ敢而無之候。至而落合居候間、先ツ場所分チ致候、小屋ハ今程ハ大體出來候半、近々時節も能相成候間、此間ハ人ニ暖ニ相成候泊も間も無、相始候筈ニ御座候(開拓使大判官の松本)十郎ハ、十三日より巡回ニ出、四十日程懸候趣、乍去、取扱吳候官員ハいつれも度々逢候而、何も指間無相成、十郎、留守中、不都合も無之候、兎角御扱ノ届候ニハ一同望外ニ存、銘々勉勵ノ心持ニ相聞候。

札幌・大野開墾場ハ大體同様、木立ハ無之草計リニ御座候。

昨日、七重ニ居候大野より一里餘湯地某ヘ、十兵衛・爲右衛門一趣尋候處、色々馳走ニ相成候、三島(通庸)・吉田杯ヲ能存シ居候人ニ御座候。外國より御取寄ノ草木・牛馬ノ類、一々先立被爲見候。爲右衛門ハ明日、札幌へ罷歸候筈、小子ハ廿日程も居候積ニ御座候。

右大略得貴意候、乍末、時下折角御厭被爲成候様奉存候。余ハ期後便候。勿々以上。

六月十八日認

(山口)三郎兵衛(將順)様

(和田)助 彌(光觀)様

(春山)半 内(安均)様

④

(松宮)源 右衛門(長貴)

向暑之砌御座候所彌御安全被成御勤奉珍賀候。扱而此地一同無事勉勵罷在候御放念被下度奉存候。

一 和田(助彌光觀君)八日之御狀相達忝拜見仕候。酒田港出帆後、風ニ相成候付云々萬々奉謝候、山(後川開墾地)

ノ模様縷々被仰下相像仕候。

一 兩組共別ニ相替候事も無之、先月二十四日ニは小屋懸出來、一同引移申候。此間は大ニ暖ニ相成候間、不快ノ手合も得候事も有之間敷、且、旅宿よりハ至而廣ク大ニ宜趣申聞候。

一 別紙(榊原)十兵衛扣指上候中々出來候様ニ御座候、闇は水野組ニ而出來候間、是又、指上候。丈夫成手合ハ時々百坪ヲコシ奪いたシ水野ノ吉川・榊原ノ白井ハ拔群ニ御座候、朝ハ天明、上リハ暮ニ相成、一同ノ勤、感心ニ御座候。休日は近頃六月ニ三度ニ相成候間不天氣ノ折ハ遅ク懸り早ク上リ候而も可宜や奪ぬ居候。不快ノ手合も不絶臥居候程ノ者豈人も無之、元來弱キ手合計ノ様ニ御座候。

一 札幌より別紙申來、其後、十歳より(山内)久内迄、電報ニ而、長官公(開拓使長官の黒田清隆)四五日中御發送、此地へ御出ノ事申來、彌御着船ノ節ハ速爲知吳候様、(山内)久内へ頼置候所、廿八日午後四時頃、長官公、場所へ御出ニ相成候、些不意ノ處ニは御さ候得共、何も不都合も無御座候。

久内、兩度迄、書狀出吳候得共、遲滞間ニ合兼候。

間も無、御歸ニ相成候、伺分馬ニ而、御急、箱館より御乗船相成候、御模様無餘儀場所外ニ而、御晦乞申上候。翌日、七重・湯地迄、榊原・水野一趣御禮ニ罷出候。

先便、松本(十郎大判官)ノ咄、得貴意候得共、全、東京へ御用ノ爲、御急、大野へ御立寄ニ付、箱館より鳥渡御上陸ノ様ニも被相伺、誠難有事ニ御さ候。

松ヶ岡開墾場幹部の苦心

六三 (六三)

七重詰、湯地箱館 柳田(藤吉?)と申仁御同道。

東京へ御着船ノ上、調所、札幌詰ニ而間モ無、被下候様子ニ御さ候、七重ヘも是非參貲候積と湯地畠ニ御さ候、左スレハ大野ヘも定而被參候半。

一 札幌ヘ小子歸ノ節、十兵衛も一越ニ中三日位も參候積申合置候ニ付、今二日、湯地へ参り相咄候處、何も不都合も無之趣ニ付、彌四日晝頃も大野出立ノ都合ニ御さ候。

右此方ノ模様大略得貴意候、不文至極御推覽可被下候、勿勿以上。

七月二日認

(山口)三郎兵衛(將頃)様

(和田)助

彌(光親)様

(春山)半

内(安均)様

尙々御地ハ最早暑氣ニ相成候半、乍末折角御厭被爲成候様奉存候。敬具。

◎

別條も無御座候得共一筆申上候。然ハ昨十四日第一時ニ長官公(黒田清隆)小樽工御着被成候傳報有之候趣、森より通達御座候ニ付、場所より直ニ屯田之場所近邊迄、私共計御出迎申上候。彌、御勇健ニ第七時半頃御着ニ相成申候、組手合ハ場處前工御出迎申上候折等、日も暮、場所も分明ニ相見不申候得共、積草等を燃し賑敷體ニ有之候間、嚙御歎と内々咄居申候、夜ニ森氏宿陣ニ參吳、長官公より酒餉一同エよと被下持參致候、尤御手簡も被下候事ニ御座候。今日ハ場所工御出と被存候處、札幌神社御祭ニ而御參詣有之候得共、擧而休日之爲歎、御立

寄も無之候。然處、早速御使ニ而今日總休之處、取違御達も不申甚氣之毒之至、速ニ今日ハ被休候様ニと、官員參奥候ニ付、二字過ぐ引揚申候。尙、長官公、案外御早キ御戻ニ付、森氏参リ少々承リ申候處、御都合も宜敷數「クシユンコタン」と歎ク御歸之様ニ被咄申候、且ツ明後日頃ニハ石狩上、處々御巡回之趣ニ御座候、日數三十日余も御掛リ可被成と、森氏之考ニ御座候得共、如龍ヲ如何ニシテ可計知様ナク被存候。先ツ暫く此方ニ御滞在之趣と、是又、向子申聞候。猶承候等ハ早速可申上候。森氏も彌、明後日相川と歎、何とか申處工參候趣ニ御座候。匆匆々。以上。

六月十五日夜認

◎

松宮源右衛門(長貴)様

尙々、乍恐、榎原氏初、外衆にも宜敷奉願上候。以上。

函館(大野開墾)日記抜書

一 五月三十一日	千三百三十坪七分五リン	五十五人
一 六月 一日	千四百二十二坪七分五リン	五十四人
一 同 二日	千三百〇三坪	五十三人
一 同 三日	千四百六十一坪	五十四人
一 同 四日	休	

(以下省略)
六五 (六五)

松ヶ岡開墾場幹部の苦心

三萬三千五百二十八坪一分三厘

右之通

六月兩組

(以上三通、北頤氏所藏)

と云ふ状態であつた。而して八月十五日には開拓使から褒状と金圓等を贈られ、又た歸國に際して、黒田長官からは農馬具・洋牛・其他を贈られ其勵精刻苦して盡力せるを賞して慰勞された。

斯くて札幌の開墾士は九月二十日に小樽港より通濟丸で出航し函館に寄港し、大野開墾士を乗せ酒田港に無事上陸歸國した。

此の札幌開墾中に開拓使大判官松本十郎（舊莊内藩士）と開墾總監督の松宮源右衛門長貴との間に一事件が起り、松官總監督が狂人の取扱を受け、其眞相は未だに判然としないが、今日では「松宮總監督は狂人に非ず」

と云ふ説が有力である。因に此事は別に述べる豫定である。

猪て此八年の『履歴』中には

春ニ至リ蠶四棟落成ス。（桁間二十一間、梁間五間、三階造リ瓦葺）。元來、當地方ハ養蠶術ニ熟セサルニヨリ昨春、開墾士ノ中、七八名、上州島村ニ往キ有名ノ者ニ就キ其道ヲ學ビ、今年、始メテ蠶種六十八枚ヲ飼育シ、卵紙八百枚ヲ製シ、始メテ之ヲ横濱ニ出シ、大ニ内外人ノ稱賛ヲ得タリ。爾來、若干ノ注文アリ。

とあつて幾らか利益も擧たやうにも見へるが、實際は左様の譯ではなかつたと見へる、即ち御不益も不少彼是深く御恩召ハ難有モ身不肖之私ニ至迄、石代御引請申上、御管内一般ノ御都合ニモ相成候様被

仰含、實ニ直段八日夜トモ高下ニ候得ハ不容易義ト奉存候得共、御管内之御都合ニモ相成候義ニ御座候得ハ、自分勝手配出來候處ノ見込ヲ以御請申候而、別紙之通取扱申候。然ル所、春夏ニ至リ直段モ引立却而利益仕難有仕合奉存候。右御糺ニ付申上候也。

(明治八年亥十月)

一金百兩 小八郎殿 米澤行

一金千三百四十一兩六十九匁八分貳厘

一金三百七十四兩二十五匁七分五厘

一金五百六兩九十七匁六分五厘

カ金貳千三百二十二兩九十三匁二分二厘

右三ツ合 六千九百六十六兩七十九匁六分六厘

とある。

而して彼のワッパ事件に就て前述の如く明治八年には元老院沼間權大書記官の取調べ、翌九年には兒島五等判事の裁判が開かれ、後に夫れく處分されたが、同九年には内務卿大久保利通と、太政大臣三條實美的視察があり、同十年の西南役の際には、鹿児島に相呼應して暴舉顯然たり等と山形縣官の船越衛・薄井龍之などから政府に密告されたそうだが、何事もなく済んだ。同十一年にはワッパ事件の最後の處分もあつて苦難の第三になるが、大久保内務卿・三島山形縣令などの同情ではも免に角も切抜けた。同十二年には大蔵大輔松方正義の視察あり、十四年に

松ヶ岡開墾場幹部の苦心

六七 (六七)

は『履歴』に據れば、

九月、明治天皇、東北地方御巡幸ニ付、當開墾地へ御臨幸ノ儀上願、御嘉納アリ二十五日御臨幸ノ御沙汰アリシニ當日俄カニ御不例ノ爲メ北白川宮能久親王殿下御名代トシテ御臺臨アリ、大隈重信・大木喬任二參議隨行シ、事務所ニテ暫時御休憩ノ上、蠶室御一覽アリ、慰勞トシテ一同へ金五百圓ヲ下シ賜フ、開墾士族ヨリ物産トシテ生糸真綿若干ニ開墾事務及ヒ各蠶室ノ寫真シ添ヘテ献納セリ。

とあるが。

明治十五年に至ると、是も『履歴』には

同十五年壬午、去ル明治九年懸廳ヨリ支給金差止メラレシ以來、資金ニ差間ヘ辛苦經爭シテ桑園培養・養蠶飼育等、稍ク繼續セシモ、更ニ發展ノ望ナク、止ムヲ得ズ事業ヲ縮少シ、維持ノ方法ヲ講シ、蠶室十棟ノ内、僅カニ一棟ノミ蠶ヲ置キ數萬貫ノ桑葉ヲ賣却セリ。

去ル十四年、松平親懷ヲ惣代トシ、開墾目下ノ情狀ヲ西郷(従道)農商務卿ニ面陳シ、拜借金ヲ請願セルニ今年五月、特別ヲ以テ金貳萬圓ヲ貸與セラル。

とあるから經營は一方ならぬ困難になつて來たと見え、翌十六年末には又た左の如く拜借金を願出て居る。

開墾資金拜借之儀ニ付願

松ヶ岡開墾場資本金五萬圓拜借之儀、兼テヨリ度々其筋エ上願ニ及ヒ候處、過般農商務卿ノ御懇諭モ有之、願高之内金貳萬圓御貸渡被下、社員一同大ニ感戴シ益事業ニ憤勵罷在候得共、如何ニセん三百町歩餘ノ開墾地ニシテ當初五萬圓ヲ要スルノ計畫ナリシヲ以テ奏功容易ニ無之、社員一同苦慮罷在候折柄、今般馬耕實地試験候處、奏

功ノ迅速ナル人工ニ百倍シ向後桑園ヲ恢復シ事業ヲ再興スルハ、馬力ヲ借ルニ外ナシト社員悉ク熱心シ、是非耕馬及セ諸器械ヲ購入シ速ニ事業ノ盛大ヲ謀ラント欲ス。別紙豫算調書ノ通、後來ノ目的相立候間、速ニ實行致度切望致候得共、到底現時ノ資本金ヲ以テ支給致難ク、依テ更ニ資金ヲ募集セントスルモ、從來貧困ノ士族ノミニテ何分其力ニ及ヒ兼、又金融閉塞ノ今日他ニ金策ノ道絶テ無之、去リ連、當今ノ景況ニテ荏苒歲月ヲ經過セハ將サニ開ケントスル農場ヲシテ自然荒廢ニ屬セシメ、終ニ荊棘ノ地ト相成候哉モ計リ難ク、然ルトキハ至仁ノ洪恩ニ背キ下ハ社員一同ノ素志ヲ貫徹スル事能ハス、實ニ遺憾此事ニ有之候間、國費御多端ノ際ヲモ顧ミヌ、又々拜借願出候モ恐怖ノ至ニ御座候得共、更ニ金壹萬五千圓拜借仕度奉伏願候、返納年限及ヒ抵當品等之儀ハ悉皆、先般拜借ノ貳萬圓同様被仰付被下度、然ル上ハ社中ノ士族ヲ漸次移住セシメ、五六年中、屹度其効ヲ奏シ、一般坐食失產ノ憂ナカラシムルノミナラス、邦内ノ物産ヲ蓄殖セシメ御國益ノ萬一ヲ裨補シ度、一同ノ誠心ニ有之候條、實際ノ事情深ク御汲察被成下、特別ノ御詮議ヲ以是非御允可可相成候様、其筋エ御稟請被成下度、此段奉懇願候也。

明治十六年十二月五日

松岡開墾士族惣代

山形縣西田川郡鶴岡馬場町 士族 松 平 親 懷

◎

金壹萬五千圓拜借豫算調

金壹萬五千圓拜借

元 受

松ヶ岡開墾場幹部の苦心

六九 (六九)

内拂

返納準備貸附金

但シ殖利及ヒ返納法別紙明細表之通

金六千四百八拾六圓拾錢

初年経費

金四千圓

馬耕創業費

金四千五百九圓五十錢

此譯

金九百圓

農馬拾八頭買入代

金九百五十九圓五十錢

此譯

金九百圓

但一頭は金五十圓

金五百四十圓

馬耕率二組一頭率二組引一組付金四十圓

二組買入代

金四拾圓

馬耕率二組引一組付金三十圓

二組買入代

金三拾圓

馬耕率二組引一組付金十五圓

二組買入代

金三百圓

馬耕率二組引一組付金二十圓

二組買入代

金九百八十五圓五拾錢

馬耕率二組引一組付金二十五圓

二組買入代

(以下中略)

差引

金四千六百十三圓九十錢 残額

松ヶ岡開墾場幹部の苦心

右ハ五年度マテニ止、以後年々收穫金ヲ以テ取貯ヒ、收穫金増加スルニ從テ事業拡張スルノ見込。

殖利法及ヒ上納方法明細表

但シ殖利法年一割五分ノ利子年一回元結ノ積リヲ以テ貸附五ヶ年据置向ヤケ年賦ニテ上納ノ積

年	度	貸付元金	收入利金	元利合計	上納金	差引
初	年	四千	四百	四千六百	四千六百	
二	年	四千六百圓	六百九十圓	五千二百九十一圓	五千二百九十一圓	
(中略)						
十五年	三三百二十四圓	四百六十八圓	三千五百九十二圓	千五百圓	二千九十二圓	
	五錢九厘	六十錢九厘	六十六參八厘	(以上及び以下、上野基作氏所藏)	六十錢八厘	

と云ふ計算で頗出た。尙ほ此他に次の如き書類を添て居る。

◎

農第千百六拾三號

書面之趣、其筋ヘ稟議之上請求金額之内、金壹萬圓貸下相成候條、左之通可相心得事。

明治十七年四月四日

一金壹萬圓

内金貳千圓

十一年度貸下ヶ

金四千圓

十一年度貸下ヶ

金四千圓

十一年度貸下ヶ

右貸下ヶ金ハ明治十八年七月ヨリ廿三年六月迄、五ヶ年置据、同年七月ヨリ三十三年六月迄、向フ十ヶ年賦、毎年五月限返納スヘシ。

一 順次貸下金ニ應當セル地所建物等抵當トシテ差出、金員受取方申出ヘシ。

一 事業ハ屹度成功候様、厚注意致シ其景況、毎年一月・七月兩度ニ、十五日限正副貳通ヲ製シ詳細届出ベシ。

開墾資本、御貸下金御繰替之儀奉願候付、抵當調

一 窓室 梁行五間桁行廿一間三階作瓦葺此代金五千二百五拾圓 但壹棟ニ付、一千六百貳拾五圓
右之通。

◎

證

一金壹萬圓 山形縣下羽前國東田川郡
後田開墾地資本金拝借

但 無利息、明治十八年七月ヨリ廿三年六月迄、五ヶ年置据、同年七月ヨリ三十二年六月迄、向十ヶ年賦、毎年五月限返納之定

内 一金貳千圓 十六年度御貸下之分(同前)請取

一金(國分云金額ナシ) 十七年度御貸下之分(國分云ナシ)

一金(同前) 十八年度御貸下之分(同前)

松ヶ岡開墾場幹部の苦心

此抵當

東田川郡猪俣新田村地内 宇松ヶ岡開墾地内建物

一戸室六棟 持主 開墾士族惣代 松平親機

但 梁間五間桁間廿一間三階作瓦葺、別紙繪圖之通

此評價金壹萬五千七百五拾圓 但壹棟ニ付貳千六百貳拾五圓

別紙評價證書有之

右拜借金前内書之通正ニ奉請取候、返納之儀者、書面割合之通、年々五月限相納可申、萬一返納相滯候節者、抵當建物御引上相成候共、聊異儀申間敷候。依之拜借證書如件。

明治十七年四月二十八日

(右後田開墾士族惣代)

山形縣下羽前國西田川郡鶴岡馬場町五日町通五番地

士族 松平親機

山形縣令 折田平内殿

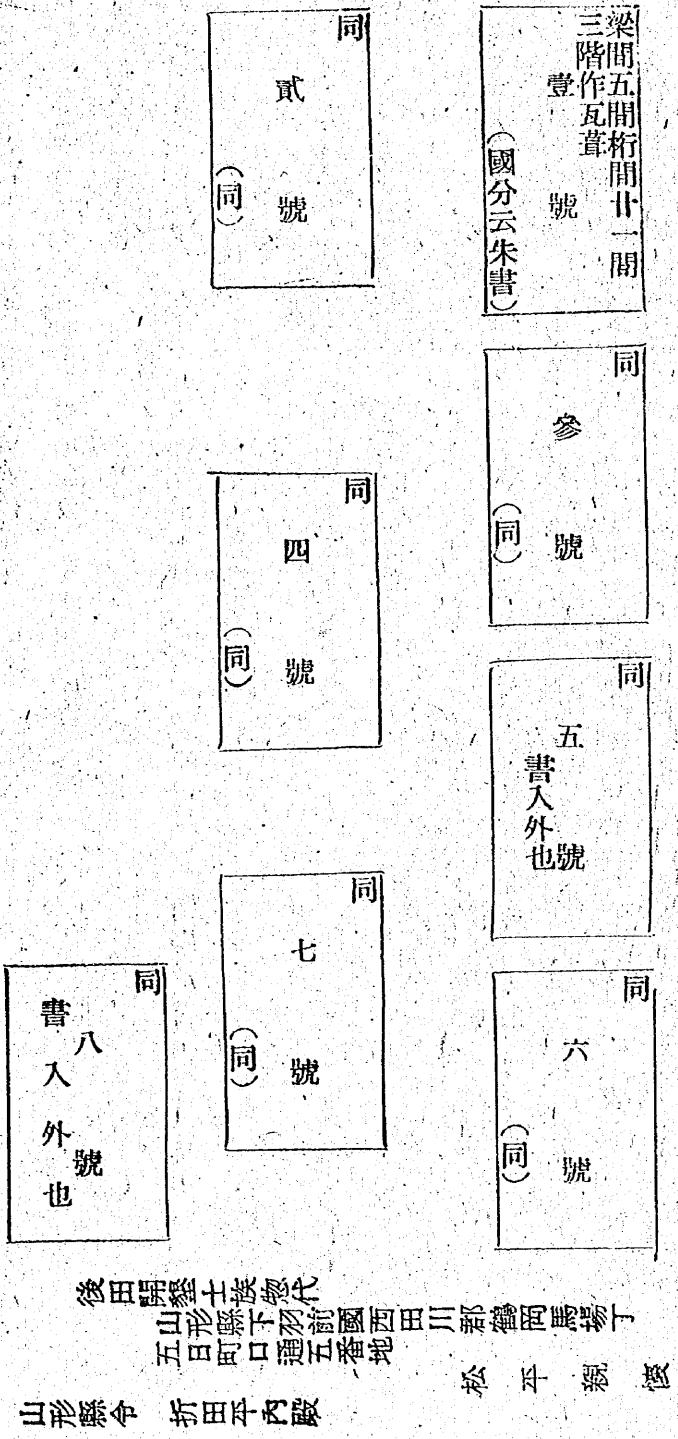
明治十七年四月二十九日
山形縣下羽前國西田川郡鶴岡馬場町五日町通五番地
建物坪數及評價相違無之候也

前書之建物坪數及評價相違無之候也
明治十七年四月二十九日
松ヶ岡開墾場幹部の苦心

戸長 加藤三七代理

用掛 林敬儀

七五 (七五)



後田開墾場幹部の苦心
明治十七年四月二十九日
山形縣下羽前國西田川郡鶴岡馬場町五日町通五番地
建物坪數及評價相違無之候也

評價證

◎

東田川郡猪俣新田村地内字松ヶ岡建物

一戸室六棟梁間五間桁間廿一間三階作瓦葺

此評價金壹萬五千七百五拾圓但壹棟付貳千六百貳拾五圓

右之通相違無御座候也

明治十七年四月

西田川郡鶴岡三日町

大工相馬富吉

尙ほ右の他にも左の如き書類を提出してあつたと見える。

開墾資本金御貸下金御繰替渡之儀願

一金貳千圓

但高金壹萬圓之内明治十六年度御貸渡之分。

右者、今般別紙の寫通、御指令相成候付、別紙書之建物抵當差出、其筋へ御請求可相願義ニ候處、目下桑栽植之季節ニ差臨、一日ヲ相爭之場合ニテ夫是、時日ヲ費候而ハ本年一季之後レニ相成、不容易不都合ニ付、右抵當證書指出、御下ケ金御渡之節ハ直ニ取納可仕候間、書面之金員此節御繰替御渡相成候様、特別ニ御詮議被下度奉願候也

明治十七年四月二十一日

松ヶ岡開墾物代松平親懐

山形縣令折田平内殿

◎

會第千四百九十九號

書面之趣、開局繰替可貸渡候條、右ニ對シ公證トナルヘキ抵當至急指出可申事。

明治十七年四月二十四日

◎

明治十七年四月三十日佐藤郡書記④ 郡長④ 郡書記④

後田開墾地資本拜借證書へ、書添申按伺 按

後田開墾資本金拜借證書之儀ニ付上申。

後田開墾地資本拜借金證書、開墾士族總代松平親懐ヨリ別紙差出候間、則及進達候也。

年月日

郡長

開墾資本金御貸下金御繰替願之儀ニ付添申

一金貳千圓

右者、御貸下金高壹萬圓之内、十六年度御下金之分、目下桑栽植季節ニ差臨候處、資本差間、困難之事情ヲ以別紙開墾總代松平親懐ヨリ申立候、右ハ申立之通、當春季節ニ相渡候テハ大ニ後年之事業ニ影況ヲ及候情狀無

松ヶ岡開墾場幹部の苦心

七七 (七七)

止儀ト相認候條、特別之御詮義ヲ以テ申立之金員、此節一時御繰替御渡相成度、尤調書之建物抵當ニ致シ、五月五日限、屹度本證書及抵當品へ戸長公證爲致、繪圖面相添、爲差出決テ不都合等之儀無之候様可取計候條、何分御採可相成度候也。

明治十七年四月二十一日

西田川郡長、長澤惟和代理

西田川郡書記

林源太兵衛園

山形縣令折田平内殿

とある如く、明治十七年頃には漸く建築落成した六棟の蠶室を抵當にしてまでも、政府から借金しなければならぬ事となつた。是を「履歴」に據ると次の通りになつたと見える。

同十七年甲申、再ヒ金壹萬圓ヲ拜借シテ資本ニ充ツ。

蠶室一棟ヲ鶴岡朝陽學校ニ寄附セリ。是昨十六年ニ學校焼失セシ故ナリ。

とあり、而して同書の

同二十三年庚寅。去ル十五年拜借金貳萬圓、十七年拜借ノ壹萬圓ト返上ニ及ハサル旨縣達アリ。

とある。即ち合計金參萬圓、政府からの借金は返却に及ばぬ事になつた譯だ。

尙右の明治十七年には、政府に開墾費の拜借を願出たのみでなく、其前十六年には農具の拜借をも願出てあつたと見える。尤も是は山形縣令折田平内の勧告であつたかも知れぬ、即ち

明治十六年一月十四日 村井郡書記⑩ 施行⑪ 郡長代理⑫ 郡書記⑬

魯西亞製、雪車一挺、松ヶ岡開墾地ニ而相試度ニ付、拜借之儀、別紙之通、松平親懷ヨリ出願ニ付、速ニ御聞届相成度、此段副申候也。

年 月 日

御 署 名

長官代理宛

農具拜借願

一 魯西亞製 雪車 一 挺

右者、當松岡開墾地ニ而、相試申度奉存候間、來五月中迄、拜借仕度、此段奉願候也。

西田川郡馬場町三拾番地 士族 松平 親懷
戸長 關正行

山形縣令折田平内殿代理

山形縣小書記官横川源藏殿

因に「履歴」に明治十六年の部、折田(平内)山形縣令來觀ス。其ノ勸誘ニ依リ馬耕ヲ使用シ、不良ノ地ニハ茅ヲ植工漸次恢復ノ歩ヲ進メントス。

であるのに關係あるがとも思ふ。

松ヶ岡開墾場幹部の苦心

七九 (七九)

尙ほ十七年には次の如く薩摩煙草の種子の取寄方願書をも山形縣廳に提出して居るのである。

西田川郡 十七年一月廿六日 郡長印 郡書記印 主務印

薩州より煙草種御取寄被成下度願

一 國府煙草種 五 合

一 指宿煙草種 一 合

右者、後田開墾場工植附申度奉存候條、本年三月中到達相成候様、御買上奉願候、昨年御買上被成下度、國府種ハ雜種有之候ニ付、可成精撰種御撰擢御買上被成下度、原品着之上は代金遞送費共、即納可仕候間、此段奉願候也。

西田川郡鶴岡家中新町三十八番地 士族 四 田 龍 藏

明治十七年一月二十六日

戸長 關 正 行

山形縣令 折田平内殿代理

山形縣少書記官 橫川源藏殿

以上で私の手元にある資料は大體掲載了つたのであるが。此の松ヶ岡開墾に就て古老から聞いた事二つ左に掲げ御参考に供して此の拙筆を擱きたい。

(一) 田邊新一、鱗捷矢、千葉彌一郎の三氏の談を参照するに、

松ヶ岡を開墾する前に田邊氏の祖父田邊儀兵衛柔嘉翁は難所である松ヶ岡を開墾するよりも、易所の酒田の御城谷地(舊兩羽橋と酒田の間)を開墾するが宜しいと主張されてあつたそつだが、和田助彌光觀・戸田次作務敏の兩翁

は、難きを先にし、易きを後にすべきであると、反対され松ヶ岡説を主張されたもので、其處に決定したのであつたそつだ。夫で後に菅善太右衛門實秀翁は、田邊氏の説を聞いて御城谷地を開墾したならば、彼様な困難はなかつたであらうと述懐された事があつたそつだ。(參照、千葉彌一郎氏の『莊内秘話』)

(二) 千葉彌一郎、金井熊吉成成功兩氏の談を参照するに。

松ヶ岡製品の生糸を横濱で賣却した所、其年は折悪しく價格が安いので、大損害をしたそつだ、其時に菅實秀翁は、外國人が値段を左右するやうでは、授産事業としての養蠶は、良いものではないとの事で、是から酒田港三層の米穀倉庫業の方に力を入れられたそつだ。以上畢。

(①)

此拙稿は上野基祚氏、北橋大二氏、佐藤三郎氏等の御厚情に據ること多し、茲に此事を記して感謝の意を表す。

(昭和十六年八月八日晴)